

兵庫県公報

平成23年7月15日 金曜日 第2303号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 町営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	4
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	6
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	7
○ 随意契約の相手方等の公示（薬務課）	9
○ 同 上（同）	9
教育長訓令	
○ 職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令	9

告 示

兵庫県告示第768号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成23年7月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 名称 神戸百年記念病院
所在地 神戸市兵庫区御崎町1丁目9番1号
認定年月日 平成23年5月21日
認定の有効期限 平成26年5月20日
- 名称 神野病院
所在地 姫路市飾磨区玉地1丁目1番地
認定年月日 平成23年7月1日
認定の有効期限 平成26年6月30日
- 名称 近藤病院
所在地 尼崎市昭和通4丁目114番地
認定年月日 平成23年7月1日
認定の有効期限 平成26年6月30日
- 名称 公立豊岡病院組合立 豊岡病院
所在地 豊岡市戸牧1094番地
認定年月日 平成23年5月1日
認定の有効期限 平成26年4月30日
- 名称 医療法人社団景珠会 八重垣病院
所在地 たつの市新宮町井野原531番地の2
認定年月日 平成23年6月4日

認定の有効期限 平成26年 6月 3日
 6 名 称 公立宍粟総合病院
 所 在 地 宍粟市山崎町鹿沢93番地
 認 定 年 月 日 平成23年 5月 1日
 認定の有効期限 平成26年 4月30日



兵庫県告示第769号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市二ツ屋土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	吉 川 和 幸	神戸市西区二ツ屋 1丁目31番 9号
同	西 山 守	同 市同区二ツ屋 1丁目 7番 7号
同	大 皿 三 男	同 市同区二ツ屋 1丁目19番 5号
同	大 皿 久 夫	同 市同区二ツ屋 1丁目16番 2号
同	北 井 道 男	同 市同区二ツ屋 1丁目19番 1号
同	中 西 正	同 市同区二ツ屋 1丁目14番18号
同	吉 川 茂 信	同 市同区二ツ屋 1丁目15番 1号
同	吉 川 稔 英	同 市同区二ツ屋 1丁目15番 6号
同	吉 川 吉 次	同 市同区二ツ屋 1丁目19番 3号
監 事	北 井 俊 彦	同 市同区二ツ屋 1丁目19番23号
同	吉 川 悦 雄	同 市同区二ツ屋 1丁目 6番 2号
同	大 皿 隆 英	同 市同区二ツ屋 1丁目16番 4号

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	北 井 俊 彦	同 市西区二ツ屋 1丁目19番23号
同	大 皿 久 夫	同 市同区二ツ屋 1丁目16番 2号
同	大 皿 三 男	同 市同区二ツ屋 1丁目19番 5号
同	西 山 守	同 市同区二ツ屋 1丁目 7番 7号
同	北 井 道 男	同 市同区二ツ屋 1丁目19番 1号
同	中 西 正	同 市同区二ツ屋 1丁目14番18号
同	吉 川 茂 信	同 市同区二ツ屋 1丁目15番 1号
同	吉 川 吉 次	同 市同区二ツ屋 1丁目19番 3号
同	吉 川 悦 雄	同 市同区二ツ屋 1丁目 6番 2号
監 事	山 崎 裕 美	同 市同区二ツ屋 1丁目14番23号
同	吉 川 稔 英	同 市同区二ツ屋 1丁目15番 6号
同	吉 川 正 視	同 市同区玉津町二ツ屋196番地の 5



兵庫県告示第770号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
蓼川土地改良区	平成23年 7月 4日



兵庫県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
福崎町	県単独緊急ため池整備事業	倉谷下池地区	平成23年7月15日から 同 年8月4日まで	福崎町役場



兵庫県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成23年7月4日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
地域ため池総合整備事業（総合整備事業）	油谷地区	平成23年7月15日から 同 年8月4日まで	南あわじ市役所



兵庫県告示第773号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、赤穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（都市計画及び道路台帳）
- 2 作業期間
平成23年6月28日から平成24年3月23日まで
- 3 作業地域
赤穂市北部



兵庫県告示第774号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）

- 2 作業期間
平成22年10月22日から平成23年 3月25日まで
- 3 作業地域
豊岡市の一部地域



兵庫県告示第775号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成23年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23但豊位置 0002号	23. 6. 30	豊岡市九日市下町字大堀412番1の一部	6.00	35.19

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成23年 6月30日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人神戸なごみの家
 - イ 代表者の氏名 松 本 京 子
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目2番3号
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、がん・難病・進行性疾患などにより通常生活継続が困難になられた方に対してホームホスピス事業を行うとともに、市民に対して介護及び看護に関する研修やホームホスピスに関する講演事業を行うことで、市民によるより良い福祉、保健、医療の実現とコミュニティ創りに寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成23年 6月30日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ハーモニー
 - イ 代表者の氏名 岡 村 直
 - ウ 主たる事務所の所在地 川西市清和台西2丁目2番地の10
 - エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい児・者及びその家族に対して、労働と学び、そして余暇活動やリハビリテーション、日常生活への支援に関する事業を行い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請受付年月日 平成23年 6月30日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人森の風美術館支援組織

イ 代表者の氏名 小 林 勝

ウ 主たる事務所の所在地 三木市緑が丘町東1丁目22番地の4

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、森の風美術館の良好な管理運営を支援する事業等を行うことにより、利用の促進及び文化活動の向上を図り、芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成23年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人未来サポート淡河

イ 代表者の氏名 田 中 奨 治

ウ 主たる事務所の所在地 小野市大島町567番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域及び地域住民に対してまちづくりの推進、保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進等に関する事業を行い、地域、福祉、教育等の公益の増進に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成23年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ほっく・らぼ

イ 代表者の氏名 中 尾 博

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市海洋町2番30号

エ 定款に記載された目的

この法人は、個人に対してコミュニケーション能力の向上に関する事業を行うとともに、組織に対して組織運営の円滑化に関する事業を行い、個人の能力向上、組織の充実、地域の活性化に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成23年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸日中文化交流推進会

イ 代表者の氏名 サ イ 静 華

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区港島中町3丁目2番地の1 ポートアイランド団地61棟902号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日・中両国の子どもたちやその家族に対して、外国語教育、相互親睦のための多文化交流・国際交流に関する事業を行い、家族とともに子どもたちの思いやりのある心と国際感覚を育て、日・中両国の親子がより理解と交流を深め、もって家族が地域社会において健やかに暮らせる社会づくりに貢献するとともに、地域・家庭が協力し合い、次世代を担う子ども達の人間的・社会的教育の推進に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成23年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ほっとねっとタウン

イ 代表者の氏名 藤 村 健 治

ウ 主たる事務所の所在地 明石市本町2丁目7番21号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、協働して、だれもが、住み慣れたまちで健やかに安心して暮らせ、夢に向かっていきいきと人生を楽しむことができるようにするためのまちづくりに関する企画運営事業などを行い、地域に集う人々に対して、社会福祉の増進を図り、地域の活性化並びに高齢者や社会的弱者の生きがい作りを推進し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成23年6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人バイカモ楽農会

イ 代表者の氏名 小 谷 和 彦

ウ 主たる事務所の所在地 美方郡新温泉町栃谷1218番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、新温泉町を中心に、梅花藻の群生地を守る環境保全活動、都市と農村の交流、減農薬農作物の生産及び提供など地域の活性化に関する事業を行い、すべての人が安心して暮らすことのできる

地域社会の実現に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成23年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人らぼーる

イ 代表者の氏名 平 真 弓

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市福井町19番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障がい者の生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、高齢者及び障がい者の福祉の増進とすべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人シャクナゲ・子供の家

イ 代表者の氏名 田 中 裕 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市南郷町14番27号

エ 定款に記載された目的

この法人は、アジアの恵まれない育成環境に置かれた子供たちに対して、その支援に関する事業を行い、彼らの健全な成長を図り社会に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人芦屋メンタルサポートセンター

イ 代表者の氏名 寺 内 嘉 一

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市呉川町14番9号 芦屋市保健福祉センター4階

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者が住み慣れた地域の中で、生き生きと心豊かに暮らしていくために、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターI型の運営事業と障害福祉サービス事業を行うとともに、精神保健福祉に関する啓発・相談事業等を実施することにより、精神障がい者並びにその家族の地域での生活の支援と地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成23年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク

イ 代表者の氏名 村 山 メイ子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区御影本町6丁目15番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者をはじめとする地域住民に対し、生活支援・安全活動・子どもの健全育成・環境の保全及び福祉に関する事業を行うことにより地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成23年 6月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人居場所

- イ 代表者の氏名 阪 田 憲二郎
- ウ 主たる事務所の所在地 明石市大久保町大窪479番地の1
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業や相談支援事業など、障害者の自立支援・社会参加促進のための事業や、啓発活動を行い、障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成23年 7月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 ㎡	地 目	予定価格 千円	入札保証金 千円
コ	神戸市中央区山本通四丁目172番ほか	1,766.69	宅 地	163,638	16,364
サ	神戸市西区北山台二丁目566番954	502.03	宅 地	17,300	1,730
シ	朝来市山東町末歳字仲田603番2	221.75	宅 地	5,411	542
ス	洲本市上物部二丁目242番1	844.98	宅 地	18,506	1,851
セ	南あわじ市市青木字東中島137番9	549.78	宅 地	18,058	1,806
ソ	淡路市志筑字天神1347番2ほか	413.11	宅地、山林	7,354	736

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (8) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成23年 7月15日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（タミフル） 145,800人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県健康福祉部健康局薬務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年 5月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
258,722,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成23年 7月15日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（リレンザ） 14,600人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県健康福祉部健康局薬務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年 6月2日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
グラクソ・スミスクライン株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目6-15
- 5 随意契約に係る契約金額
40,164,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第4号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 7月15日

兵庫県教育長 大 西 孝

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服等貸与規程（昭和41年兵庫県教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第1条中「事務服」を「白衣」に改める。

第2条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第4条中「勤務中」を「貸与の目的に従い、勤務中」に改め、同条に次の1項を加える。

2 借用者は、被服等を譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

別表県立学校に勤務する者の款教育職にある者の項中「(胸付ズボン、前掛は、漁業科の者に限る。)」を削る。

別表県立学校に勤務する者の款技能労務職にある者の項給食作業に従事する者の目中「三角きん」を「作業帽」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に既に貸与を受けている被服等は、改正後の職員被服等貸与規程の規定に基づいて貸与を受けたものとみなす。この場合において、貸与期間の計算については、現に貸与を受けている被服等の貸与を受けた時から起算する。